

商品概要説明書

J A 農業経営ローン (ゆたか)

(2020 年 4 月 1 日現在)

| | |
|-------------------|--|
| 商品名 | J A 農業経営ローン (ゆたか) |
| ご利用 いただける 方 | <p>以下の条件をすべて満たす方とします。</p> <p>〔個人〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当 J A の組合員 (正組合員、准組合員) であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。 ○ ご契約時の年齢が満 20 歳以上満 80 歳未満である方。 ○ 原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方。(自営業者は前年度税引前所得とします。) ○ 生活の本拠が定まっており、原則として同一地区内に 1 年以上居住している方。 ○ J A (他 J A を含む。) との間で当座貸越取引を行っていない方。 ○ 原則として長野県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○ 信用状況に不安のない方。 <p>※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ長野県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。 <p>〔法人等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当 J A の組合員 (正組合員、准組合員) であり、農業を営んでいる法人等。 ○ 原則として三期分の決算書および事業計画・返済計画の提出が可能であり、かつ原則直近決算で繰越欠損金を有しないこと法人等。 ○ 設立後 1 年以上 3 年未満の法人・任意団体で創業赤字の場合、当初事業計画と大幅な乖離がないこと法人等。 ○ 設立後 1 年未満の法人・任意団体の場合、役員・構成員 (常勤役員) の前年度税込年収が 150 万円以上である法人等。 ○ 信用状況に不安のない法人等。 <p>※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ長野県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ その他当 J A が定める条件を満たしている法人等。 |
| 資金使途 | <p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業生産に直結する運転資金 <p>【法人等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業経営に必要な運転資金 |
| 借入金額 | ○ 1,000 万円以内とし、所要額以内とします。 |
| 借入期間 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 1 年以内とします。 ○ ただし、契約更新をされた場合、引続きご利用いただくことも可能です。 |

| | |
|--------------------|--|
| 借入利率 | ○ 当 J A 所定の利率といたします(変動金利・固定金利)。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。 |
| 借入方式 | ○ 当座借越 (随時返済型) |
| 返済方法 | ○ 元金返済は、ご入金都度の借越残高がなくなるまでのご返済とします。 ○ 利息のお支払いは、毎年 2 月と 8 月の当 J A 所定の利息決算日に貯金口座から回収、または貸越元金に組み入れます。 |
| 担保 | ○ 担保は必要に応じて設定させていただくことがございますが、長野県農業信用基金協会と協議のうえ設定させていただくこともあります。 |
| 保証 | ○ 原則として長野県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。 ○ 法人の方は、原則として代表者を連帯保証人とします。 ○ 法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。 ○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。 ○ 連帯保証人を設定させていただく場合には、連帯保証人とさせていただく方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させていただきます。 【法人の場合】 ・ 経営者 (法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方) ・ 大株主 (総株主の議決権の過半数を保有している方など) 【法人以外の場合】 ・ 共同経営者 (お借入される方と共同して事業を行う方) ・ お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方 ○ 「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせていただくにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の 1 ヶ月以内に作成されたものに限りです。 |
| 保証料 | ○ 分割払い 利息決算日にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年 _____ % です。 |
| 手数料 | ○ ご返済期間終了までの間において、極度額等を変更される場合は、J A 所定の手数料が必要となります。 |
| 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 | ○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当組合本支店 (所) または当組合担当部署 (注) にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 (注) 担当部署・・・当組合の窓口にお尋ねください。 また、J A バンク相談所 (電話番号: 03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。 ○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。当組合担当部署 (注) または J A バンク相談所にお申し出ください。 |

| | |
|-----|--|
| | <p>(注) 担当部署・・・当組合の窓口にお尋ねください。</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター (電話：03-3581-0031)</p> <p>第一東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3595-8588)</p> <p>第二東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3581-2249)</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 (以下「東京三弁護士会」という) では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ○ お申込みに際しては、当 J A、および原則として長野県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算、保証意思宣明公正証書の必要有無の確認および取得方法等については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。 |

J A _____

本商品にかかる当組合の担当部署

JA 洗馬 金融部 信用課 (電話 : 0263-53-5123)